

補助金調書

補助金名	福岡市社会福祉事業団事務局運営費補助金			担当課 (連絡先)	保健福祉局障がい者部障がい者 在宅支援課(TEL711-4248)
交付先	団体	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	非公募	(公募の場合) 公募時期			
(公募の場合) 応募要件					
(非公募の場合) 非公募の理由	社会福祉事業団の設立経緯によるため。				
補助開始年度	平成13	年度	経過年数	17	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	社会福祉法人福岡市社会福祉事業団の運営支援 福岡市が設立した社会福祉施設の管理運営を実施するため設立された団体である。設立当初は市立社会福祉施設の管理運営が可能な団体が事業団しかなく、事業団職員の給与等も市職員に準じた基準で運用されてきた。その後、社会福祉事業団の運営基準の見直しについての国通知が発出され、民間法人の管理運営も可能となったが、長期間の市の財政関与により引当金等の内部留保が少ないため、退職金の不足分について補助をし、運営支援を行う。				
補助金の終期	平成32	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 退職給付金 退職手当の額が社会福祉施設職員退職手当共済制度の給付を上回る部分について補助するもの。			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度	
	件	1 件	1 件	1 件	
	47,832 千円	(144,727) 千円	153,988 千円	252,488 千円	
前年度補助事業 の主な実施概要	福岡市社会福祉事業団事務局の運営(退職金)				
補助金交付 による効果	団体運営の安定化のため不可欠な補助となっている。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。